

改 正 案	現 行
<p>目次（略）</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 電気用品の適合性検査等</p> <p>第十条～第十二条（略）</p> <p>（証明書と同等なもの）</p> <p>第十三条 法第九条第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 届出事業者が輸入しようとする特定電気用品の型式について、当該特定電気用品を製造する外国の製造事業者が認定検査機関又は承認検査機関（以下「検査機関」と総称する。）から交付を受けた次条に掲げる方法による検査により法第八条第一項に規定する技術基準及び第十五条に定める基準に適合している旨の書面を有しているときは、当該製造事業者が当該書面の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに法第九条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その書面を交付した検査機関が当該製造事業者の求めに応じ発行する当該書面の写し</p> <p><u>二 届出事業者が輸入しようとする特定電気用品の型式について、当該特定電気用品を製造する事業者（届出事業者に限る。以下この号において「届出製造事業者」という。）が検査機関から交付を受けた法第九条第二項の証明書を有しているときは、当該届出製造事業者が当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに法第九条第一項の政令で定</u></p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 電気用品の適合性検査等</p> <p>第十条～第十二条（略）</p> <p>（証明書と同等なもの）</p> <p>第十三条 法第九条第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 届出事業者が輸入しようとする特定電気用品の型式について、当該特定電気用品を製造する外国の製造事業者が認定検査機関又は承認検査機関（以下「検査機関」と総称する。）から交付を受けた次条に掲げる方法による検査により法第八条第一項に規定する技術基準及び第十五条に定める基準に適合している旨の書面を有しているときは、当該製造事業者が当該書面の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに法第九条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その書面を交付した検査機関が当該製造事業者の求めに応じ発行する当該書面の写し</p>

める期間を経過する日までの間は、その証明書を交付した検査機関が当該届出製造事業者の求めに応じ発行する当該証明書の写し

三 前二号に掲げるもののほか、経済産業大臣が同等なものと特に認めるもの

第十四条～第十七条 (略)

第四章～第六章 (略)

二 前号に掲げるもののほか、経済産業大臣が同等なものと特に認めるもの

第十四条～第十七条 (略)

第四章～第六章 (略)